

◎河川整備計画の一括変更について

1. 背景

近年、「河川管理施設の老朽化対策」、「河川情報提供システム等の整備などのソフト対策」、「特定外来生物の防除の推進」について、今後の河川事業推進に必要な観点から、河川整備計画に位置付けることを国から求められている。

これらは既に策定されているものを含め、全ての河川整備計画が対象だが、河川整備計画の策定・変更手続きは川づくり検討委員会による審議や地方整備局による審査、関係各省への照会など多くの時間と労力を要し、早期対応が難しい状況にある。

2. 対応

老朽化対策やソフト対策、特定外来生物の防除推進に関する項目の整備計画への記述は、全ての計画について当該部分のみを河川整備計画検討委員会で審議していただき、一括で変更申請を行う。国の審査等についても当該部分に限定してもらい、審査内容、手続きの簡略化を図り、早期策定を行う。(以下の図参照。)

3. 今後の予定

資料－4「河川整備基本方針、河川整備計画策定スケジュール」参照。

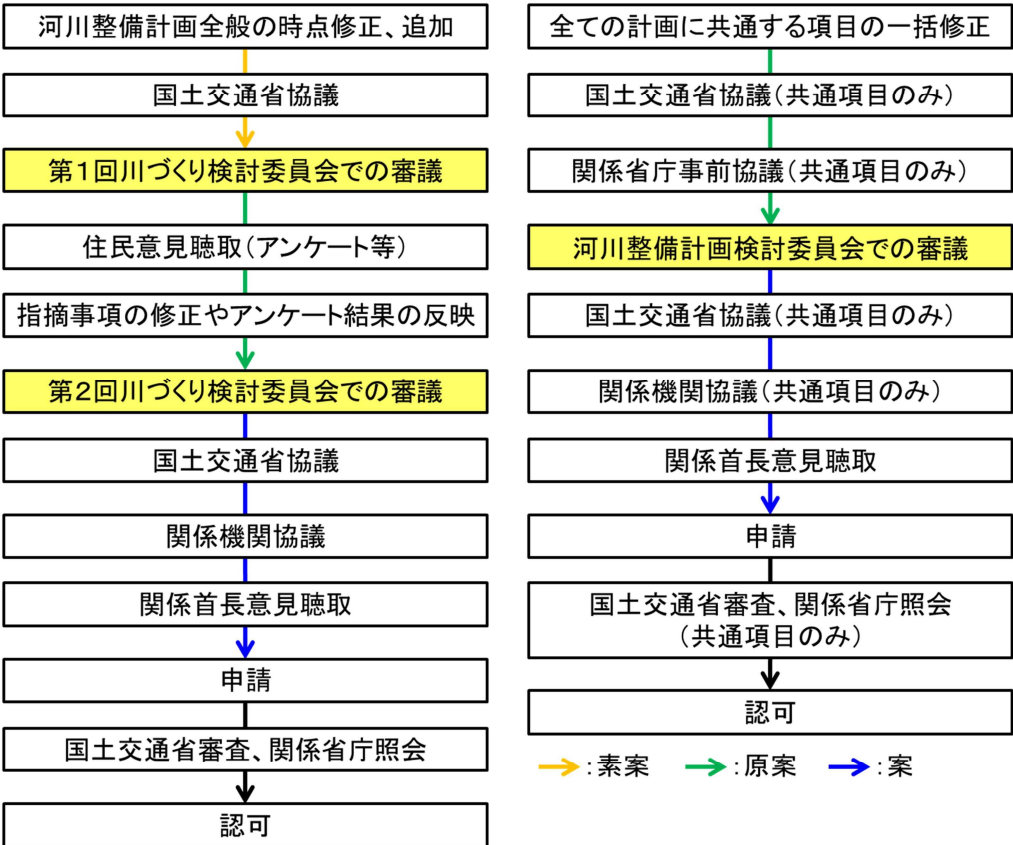


図 整備計画策定フロー(イメージ) [左:通常、右:一括変更の場合]